

令和8年4月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和8年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年4月9日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第1号 市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について  
議案第2号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 5 報告第1号 市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第4号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について  
報告第5号 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について  
報告第6号 市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和5～7年度）の計画期間延長に関する臨時代理の報告について  
報告第7号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について  
報告第8号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第1号 市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について

- 議案第2号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 2 報告第1号 市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第4号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
- 報告第5号 国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について
- 報告第6号 市川市子どもの読書活動推進計画第二次（令和5～7年度）の計画期間延長に関する臨時代理の報告について
- 報告第7号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
- 報告第8号 市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

## 5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	山元	幸恵
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

## 6 欠席者

委員	大高	究
----	----	---

## 7 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	植松	紀彦
学校教育部長	小林	義行
学校教育部次長	富永	進也

学校教育部次長	森角	有和
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	竹内	研悟
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	五味	敬浩
生涯学習振興課副参事	阿部	保昭
文化財課長	小笠原	勝海
図書館課長	大塚	基明
義務教育企画課長	川野辺	修
学校運営支援課	藤井	純一
学校運営支援課副参事	金田	剛
指導課長	吉野	貴子
保健体育課長	坂井	創一
教育センター所長	寺田	啓子

## 8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	高橋	康治
//	副主幹	福井	輝
//	主 査	宮永	達也

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和8年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告8件でございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、田中大介委員、駒久美子委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしく願いいたします。

## ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市教育委員会教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案の1ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項において、教育長は、教育委員会の許可を受けなければ従事することのできない営利企業等の役員以外の地位を規則で定めることとしております。このため、その地位を定めるとともに、兼業の許可に関し、必要な事項を定める必要があることから、本規則を制定するものでございます。議案2ページ、制定文をご覧ください。2ページ中段第2条において、制限される地位については、顧問、相談役、評議員その他これらに準ずる地位とするものでございます。なお、本規則は、先に制定されました、「市川市営利企業への従事等の制限に関する規則」を準用し、同規則中「職員」と規定しているものを「教育長」、「市長」と規定しているものを「委員会」と読み替えるものでございます。施行期日につきましては、公布の日を施行日とするものでございます。説明は、以上でございます。

## ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。

## ○教育長

第2条の顧問、相談役、評議員その他これらに準ずる地位というのは、「市川市営利企業への従事等の制限に関する規則」との関係上どのようになっているのか教えてください。

## ○教育総務課長

お答えします。「市川市営利企業への従事等の制限に関する規則」に同様の

規定がございまして、今回規定する第2条と同様の規定を制定しているというものでございます。以上でございます。

○教育長

承りました。ありがとうございます。

○山元幸恵委員

他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これ以上ないようですので議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第2号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。議案の3ページをご覧ください。本市では、公民館を使用しようとするものは、住所、氏名、使用の目的その他公民館の使用に關し必要な事項について教育委員会の登録を受けることで、インターネットを利用して公民館の使用許可の申請を予約することができることとしております。使用者の登録につきましては、適正な利用を促す観点から、現行の市川市公共施設使用者登録書に、使用者登録の有効期間を設けるとともに、有効期間後も引き続き使用者登録を受けようとするものはこれを更新する手続を行うことができる旨を記載しているほか、市川市公民館の設置及び管理に関する条例又は本規則に違反したとき等には使用者登録を取り消す旨を記載しています。これらの記載に基づく運用については、本規則の本則には定められていません。そこで、今後は、当該運用を規則の本則に基づく運用として事務手続の適正化を図るため、本規則の一部を改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。

○教育長

この規定を設けることになった背景事情を簡単に構わないので教えていただけるようお願いいたします。

○生涯学習振興課長

この規定を設ける背景でございます。令和7年7月より公民館についてはイ

インターネットの施設予約、抽選を行っております。これまで窓口を介さない抽選、予約が増えたことによって、必要以上に公民館の部屋を予約し、当日に連絡なく来館しない使用者が増えております。そこで、無断キャンセルが増えてしまうと、他の方に影響を及ぼすということがありますので、悪質なものに対しては本則でこの規定を設けることにより対処できるよう規定を設けるものがございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。なかなか大変と思いますけれどもよろしくお願います。他に何か質疑ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会公告式規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の7ページをご覧ください。去る2月市議会定例会にて市川市公告式条例の一部改正が議決され、市内7箇所に設置されていた掲示場が市ウェブサイトを設置した電子掲示場に変更されることとなりました。当教育委員会におきましても公布文書の掲示場所を電子掲示場に変更する必要があることから、文言の整備を行ったものです。当該条例の施行日が4月1日であったことから、規則の改正にあたり、定例教育委員会に付議する時間的余裕がなく、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の11ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則につきましては、いずれも令和8年度に向けた事務移管や組織改正等に伴い、条文整備を行う必要があったものです。先程ご説明いたしました報

告第1号と同様に、異議のないものとして教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。はじめに、議案15ページ、市川市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の新旧対照表をご覧ください。改正理由といたしましては、市長部局の組織改正により、委任及び補助執行させる職員に変更があったことに伴い、文言の整備を行ったものです。続きまして議案16ページから19ページ、市川市教育委員会事務局等組織規則及び市川市奨学資金条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。主な改正理由といたしましては、組織改正により、課の名称変更及びそれに伴う事務分掌の変更等があったことから改正を行ったものです。いずれも令和8年4月1日を施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

ありがとうございます。説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは、1点私の方からよろしいでしょうか。今回特に16ページから19ページにかかわる、いわゆる教育委員会内部の大きな組織改編が行われているように見えますけれども、このねらいですとか想いというものをもしできましたら教育長にご説明いただければと思います。

#### ○教育長

大きなねらいとしては2つございます。まず1つが、昨年11月に総合教育会議等を経て策定されました市川市教育振興大綱具体化パッケージ及びその後議決をいただきました重点施策を踏まえて、しっかり示している施策を進めていくといったこと、第2点としましては、学校現場におきます教師の働き方改革をしっかりと進めていくという観点から今回の組織改編をさせていただいたということでございます。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

ありがとうございます。ということですので、皆様ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。それでは、報告第2号を終了いたします。続きまして、報告第3号「市川市教育委員会事務決裁規程等の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。議案の21ページをご覧ください。本規程につきましては、令和8度に向けた組織改正に伴い条文の整備を行う必要があったものです。規程の改正にあたり、先程ご説明いたしました報告第2号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。はじめに、議案27ページから30ページ、市川市教育委員会事務決裁規程の新旧対照表をご覧ください。主な改正理由といたしましては、組織改正に伴い、各所管の専決事項を変更する必要があることから、改正を行ったものです。次に議案33

ページ、市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましても、組織改正に伴いまして条項の整理を行ったものです。いずれの規程におきましても、令和8年4月1日から以上の取扱いを開始するため、同日をこの規程の施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第3号を終了いたします。続きまして、報告第4号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。議案の35ページをご覧ください。職員の任免に関する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、教育長に委任することができない旨定められております。令和8年4月1日の人事異動にあたり、職員配置の内示が直前となったことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告をいたします。議案の36ページをお願いいたします。こちらが、令和8年4月1日課長職7級以上の異動表となります。上から順に、退職した職員、管理監督職に係る異動期間の延長職員、役職定年を迎えた職員及び教育委員会から異動した職員、教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。なお、主幹職6級以下の異動については、事前に教育委員の皆様へ資料にてご報告いたしております。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第4号を終了いたします。続きまして、報告第5号「国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡整備基本計画の策定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○文化財課長

文化財課長です。議案の37ページをご覧ください。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、教育長に委任することができない旨が定められております。本計画は、令和8年3月31日までに策定する必要があり、計画案の策定が直前となったため、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する

る規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので報告いたします。それでは計画の内容についてご説明させていただきます。別冊資料の2ページをご覧ください。第2節、計画策定の目的についてです。平成30年に策定しました「保存活用計画」に基づき、この貴重な歴史遺産を適切に保護し、次世代に確実に伝えるため、整備内容の具体化を図ることを目的としております。続きまして、ページが飛びまして恐れ入りますが、別冊資料の54ページをご覧ください。第2節、保存管理の現状と課題についてです。55ページで、史跡の現状の写真をお示ししておりますのでそちらをご覧ください。史跡指定地は、現在、説明板等はあるものの、将来的にいかに保存・管理し、活用していくかが課題となっております。続きまして、別冊資料の62ページをご覧ください。第2節として、整備の理念と基本方針をお示ししております。課題を解消するため、本計画では基本理念の実現に向けた、基本方針として、「まなぶ」「いかす」「うけつぐ」を掲げました。地域の象徴としての下総国分寺跡を実感し、住民が保存や活用に参画できるような整備を目指してまいります。次に資料の65ページをご覧ください。65ページから66ページにかけて、具体的な整備方法を整理しております。点在している史跡指定地を4つのゾーンに分け、地下に眠る遺構の特性に応じた表示を行うこととしております。67ページをご覧ください。こちらは、他市における遺構の整備事例でございます。ご覧いただいているような、遺構の整備に加えて、地域住民の憩いの場となるよう、ベンチやパーゴラなどを設置するほか、地域活動などができる空間を確保したいと考えております。続きまして、68ページをご覧ください。第4節といたしまして、動線整備計画として、史跡への誘導や案内のための整理を行っております。69ページの下の方をご覧ください。図のとおり、北下瓦窯跡のゾーンをメインエントランスとしまして、各ゾーンにエントランスを設け、それぞれを結ぶ周遊ルートの設定するとともに、誘導のための案内板等の設置を行うこととしております。最後に資料の79ページをご覧ください。事業計画のスケジュールについてです。令和8年度より整備に向けた調査を始め、令和9年度から12年度にかけて、公有化が完了した北下瓦窯跡のゾーンの設計・整備を実施いたします。その後、他のゾーンについても令和17年度までの整備を目指してまいります。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは、なるべく市民に親しまれますよう一層頑張っていたいただければと思います。特にないようですので、報告第5号を終了いたします。続きまして、報告第6号「市川市子どもの読書活動推進計画第二次(令和5～7年度)の計画期間延長に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

## ○図書館課長

図書館課長です。報告第6号「市川市子どもの読書活動推進計画第二次(令和5年～7年度)」の計画期間延長に関する臨時代理の報告について、ご説明させていただきます。議案の39ページ及び40ページをお願いいたします。本市では、子どもの読書活動を推進するための計画としまして、令和5年度から令和7年度を計画期間とした「市川市子どもの読書活動推進計画第二次計画」を実施してまいりました。計画期間は令和7年度で終了となっておりますが、次の第三次計画策定にあたっては、社会情勢等を反映させ十分に審議を行う必要があるものと判断いたしました。このため、第二次計画の計画期間を令和9年度まで延長するとともに、新たに第二次計画における「具体的な施策」の令和9年度目標を設定することに対して、ご意見を教育委員の皆様にご伺いいたしましたところ、特段のご意見はございませんでした。つきましては、第二次計画の計画期間を令和9年度までの延長、及び第二次計画における「具体的な施策」の令和9年度の目標設定におきまして、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が3月24日に臨時代理いたしましたので、ご報告させていただきます。説明は、以上でございます。

## ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

## ○教育長

ここ近年、読書バリアフリーの第2期計画が国の方でありましたけれども、また、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改定等が進んでいると思います。第6次学校図書館図書整備等5か年計画の第7次が令和9年度以降にスタートする方向かなと思っているところがございますので、様々な国の動き等も踏まえて、令和10年度以降の第三次計画も策定に向けた検討を進めていただけたらと思っておりますのでよろしく願いたします。以上です。

## ○山元幸恵委員

他にはよろしいでしょうか。それでは、報告第6号を終了いたします。続きまして、報告第7号「市川市小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長及び教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

## ○学校運営支援課長

学校運営支援課長です。私からは、報告第7号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明させていただきます。議案の41ページをお願いいたします。本来であれば、本件につきましては千葉県教育委員会に内申する前に、

本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、千葉県教育委員会との調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により教育長の臨時代理とさせていただきますことから、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、42ページと43ページのとおりでございます。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第7号を終了いたします。続きまして、報告第8号「市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○保健体育課長

保健体育課長です。報告第8号「市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。恐れ入りますが、議案の45ページをご覧ください。市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則の一部改正につきまして、教育長が異議のないものとして臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。46ページ、47ページをお願いいたします。食物アレルギー補助金制度は、市川市立学校における学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができず、毎日弁当を持参して登校している児童生徒について、その健やかな成長を支援するために、当該児童生徒の保護者に対する支援を目的として、令和6年4月1日に施行したものでございます。1日当たりの補助金の額は、本規則第4条において定めておりますが、昨今の食材費の価格上昇を踏まえまして、児童は200円から230円、生徒は250円から280円へと補助金の額を1日当たり30円引き上げるために本規則の一部を改正したものでございます。施行期日は令和8年4月1日としております。なお、補助金に関する予算につきましては、令和8年度当初予算において措置しております。説明は以上となります。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

#### ○教育長

この規則で対象となっている児童生徒はどういった子らを対象として補助をしているのか教えてください。昨年度であればどれぐらいの人数が対象だったのか教えていただけるとありがたいです。

#### ○保健体育課長

お答えします。対象となっている児童生徒ですけれど、食物アレルギーに加

えましてサポートルームふれんど市川に通所しているお子様の保護者が対象となっております。なお、実績といたしましては、サポートルームふれんど市川に通う方が流動的なので定量的な回答は難しいところではあるのですが、令和6年度の実績でおおよそ33名、令和7年度途中集計ですとおおよそ22名の規模となっております。以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、報告第8号を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

#### ○教育長

その他、教育委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら承ります。何かありませんでしょうか。特段ないようでありましたら、前回の3月の定例教育委員会以降の教育長の動きについてご報告させていただきます。まず、3月26日、教育委員会事務局職員に対しまして、懲戒処分の申渡しを行っているところでございます。次に、2月定例市議会が2月12日から3月12日まで開催されたところでございます。可決いただいた教育委員会関係事項としましては、条例が2本ございます。本行徳公民館に第2会議室を新設して使用料を徴収するための市川市使用料条例の一部改正と南行徳公民館の放課後保育クラブを南行徳小学校内に移設するための市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正を議決いただいたところでございます。また、2月補正予算で通していただきました主な関連事項といたしましては、校舎等の改修工事で約5.8億円、学校トイレの改修工事で約3.8億円、小学校、特別支援学校、義務教育学校への学校電子錠整備が約4億円、食材の価格高騰に伴う学校給食費の増額が約3,000万円、全校の音楽室にWi-Fi環境整備するということで個人からの寄附を充当する形をとっているところでございます。続いて令和8年度当初予算についても議決いただきました。市長選挙がありますのでいわゆる骨格予算でありましたけれども、まず、LED化の推進ということで約3.9億円、給食室でありましたり、学校の屋外夜間照明でありましたりとか公民館、中央図書館等にLED化を進めているところでございます。それと、避難所の環境整備として約800万円、屋外トイレの洋式化を進めていくものでございます。昨年度に引き続き、みらいサポーター事業を約1.3億円。あと、学校運営支援事業、約2,000万円でございますけれども、今年度からはより柔軟な対応をとれるような形になっているところでございます。宮田小の建替えのために約23.5億円。学校給食室の運営・学校給食費の管理について約47億円。部活動の地域展開推進、スポーツ活動・文化活動ということで約2,100万円ということでございます。契約に関しましては、大洲小のグラウンドに造っております鉄

骨造校舎の工期延期に伴う契約変更を行っているところでございます。また、市川市総合計画2050の策定につきましても議決いただきました。その中に教育委員会関係のところがあるところでございます、こどもの教育、社会教育、通学路の安全性向上、歴史的文化的資産について書かれているところでございます。市議会に関する最後でございますけれども、山元幸恵教育委員の再任についてもご承認いただきました。これを受けまして、4月6日に山元教育委員辞令交付式を開催したところでございます。3月23日、第7回定例校長・園長会議を開催したところでございます。3月24日には、令和7年度第1回市川市幼児教育振興審議会を開催したところでございます。人事関係でございます。3月26日には、退職される方若しくは学校に行かれる方、千葉県若しくは国の機関に行かれる方に対する様々な式典等を行いました。3月27日には、新規採用の方々に葛南教育事務所全体と市川市教育委員会で新規採用者辞令交付式を行いました。今年度は教諭91名、養護教諭1名、栄養教諭1名、事務職員4名の計97名の新規の教職員の採用があったところでございます。3月31日には、市全体の方ですけれども、退職者辞令交付式と感謝状贈呈式が行われました。4月1日には、市の方でございますけれども、任命辞令交付式及び異動・昇任辞令交付式が行われました。次に、「教育課程柔軟化サキドリ研究校」、今年度から曾谷小学校、東国分中学校が文部科学省の指定を受けたところでございますけれども、各学校の教諭に対しましてご説明、お願いをしてきたところでございます。17日には曾谷小学校、18日には東国分中学校、19日には指定はされていないですけれども東国分中学校に行く児童の学区ということで稲越小学校にもご説明に行っていました。小中学生の活躍です。3月8日には、いけばな展の中でも子どもの方、小学生、中学生で参加された方に参加賞授与式を行っていました。子どもでも立派な生け花ができるということを知ったというところでございます。3月27日、第七中学校の第48回定期演奏会が文化会館大ホールで行われました。多くの参加者がいらっしゃいました。3月28日、第47回市川市少年野球春季大会開会式に参加しました。4月5日、井上ひさし記念市川よみっこ運動ビブリオバトル、小学生のビブリオバトルですね。小学校を卒業して中学校1年生になった子も2、3名参加されていましたが、そちらの方、拝見させていただきました。贈呈式等でございますけれども、3月16日、市の方の感謝状贈呈式がありました。3月24日、令和7年度千葉県長期研修生研究報告を受けたところでございます。八幡小学校の鈴木教諭からは総合的な学習の時間に関する事、北方小学校の後藤教諭からは道徳科についてのご報告を受けたところでございます。3月24日、令和7年度「黄色いワッペン」贈呈式、小学校新1年生に対して交通安全の観点からワッペンを付けていただくところでございます。みずほ銀行様、損害保険ジャパン様、

明治安田生命保険様、第一生命保険様からいただいたところがございます。3月24日、農業協同組合様の子ども用の月刊誌「ちゃぐりん」贈呈式、小学校5年生全員にJAいちかわ様からいただいたところがございます。社会教育、青少年健全育成関係でございます。3月17日、令和7年度和洋女子大学と市川市との連携等に関する包括協定推進協議会に参加させていただきました。3月20日、いちかわ駅前ミュージアムで行われた「いきものたちの箱庭」のトークイベントに参加させていただきました。3月26日、私の旧知の北海道教育委員会社会教育委員であります近江正隆さんがご来庁されまして、職員に対して講演をしていただきました。3月27日、JICA海外協力隊表敬訪問ということで、マラウイに行かれる栄養士、ルワンダのコミュニティ開発の方でコーヒー園の経営やコーヒーの販売の関係で色々とお手伝いされるということですが、そちらの方にも参加させていただきました。視察等でございます。3月13日、「早寝早起き朝ごはん」国民運動20周年記念式典全国フォーラムが代々木のオリンピックセンターの方で開催されたところがございます。3月16日、市川市東山魁夷記念館の方で開館20周年記念特別展について、館長さんから色々ご紹介、ご案内いただいたところがございます。3月20日、ブリオベッカ浦安・市川2026JFLCUP東グループ開幕戦の方を拝見させていただきました。4月6日、昭和学院中学高校での部活動の表彰式の方に参加させていただきましたところがございます。以上でございます。今年度もしっかり教育委員会として対応していければなと思っているところがございます。以上でございます。